

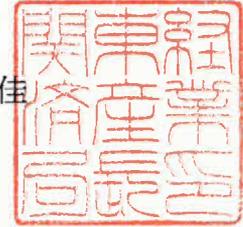
関財金 1 第 号
関東第 号
平成 2 5 年 8 月 1 5 日

高橋 達朗 殿

関東財務局長 坂本 正喜



関東経済産業局長 安藤 久佳



認定通知書

平成 2 5 年 7 月 3 日付け申請に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を、経営革新等支援業務を行う者として認定する。

記

1. 氏名又は名称
高橋 達朗

2. 主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門 4 - 3 - 1 城山トラストタワー 1 5 階